

東京大学史料編纂所附属史料学協創センター運営委員会規則

2025(令和7)年3月27日

(設置)

第1条 東京大学史料編纂所(以下「研究所」という。)附属史料学協創センター(以下「センター」という。)に、運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会は、センター規則第2条に定める目的を達成するため、センターの管理運営に関する重要事項を審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員長は、委員のうちから所長が委嘱する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、次の各号に掲げる者に、所長が委嘱する。

(1)センターの教授及び准教授

(2)研究所の教授及び准教授のうちから若干名

(3)その他所長が必要と認めた者

(任期)

第6条 前条第2号及び第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員が任期途中で交替した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教授会の議を経て、センター長が別に定める。

附 則

この規則は、2025(令和7)年4月1日から施行する。